

<日本史探究③④> 平安時代⑤ 教科書: P.69~P.72/P.76,77

1 地方支配制度の転換←関連講義②⑧・③⑩

①律令体制が崩壊してきた中で、902年に<1. >天皇が発した
(2.)で律令制の再建を目指した。同時に班田を命じて土地制度を維持しようとしたが、これが(3.)となり、戸籍・計帳の作成や班田収授・徴税も実施できなくなった。

②こうした状況で10cになると、人間単位に税を課す人頭税^{ひとづ}中心の税制から田地を課税対象とする(4.)中心の税制となった。これまでの口分田などの耕地に、新たに(5.)【 】という課税単位が設定され、有力農民である(6.)に、5の耕作と納税を請け負わせた。

(1)10cに入ると、田地は何と呼ばれる徴税単位に編成されたか? ()
(2)(1)の耕作と納税を請け負った有力農民のことを? ()

③5の耕作を請け負った6は(7.)となり、5に自分の名前がつけられた。そして、7はこれまでの租・庸・調・公出挙^{こしゅ}の利権^{りけん}に相当する(8.)・雑徭^{ざつやう}に相当する(9.)を納入した。また6の中でも大規模な6は(10.)となった。

(1)平安中期以降の税で、租・庸・調・出挙に由来するものは? ()
(2)平安中期以降の税で、雑徭に由来するものは? ()

2 地方政治の乱れ

①8c初めに成立した律令体制では、(11.)は地方行政官としての役割を果たしていたが、10cの負名体制への転換にともない、11の最上席者[守]は(12.)と呼ばれ、一定額の税の納入を条件に一国の統治権が与えられた。その結果、11の主たる任務は税を請け負うことになった。

(1)現地に赴任する国司の最上席者のことを? ()

②12の多くは、(13.)で、任国内での税率を決めることができたので、政府への上納分より多く課税して、私腹を肥やす者が多くなった。(14.)らを駆使して、7に対して強力に徴税を行うようになった。

③一方で(12.)以外の国司[界・掾・督]は、実務から排除されるようになり、任国に行かず、国司としての収入のみを受け取る(15.)も盛んになった。こうして12の役割が大きくなり、その役所である(16.)が地方支配の中心になると、これまで税の徴収や文書の作成などの実務を担っていた(17.)たちの力が衰え、その役所である(18.)は消滅していった。

(1)国司に任じられても現地に赴任せず、国司としての収入のみを得ることを何という？ ()

④12の中には、巨利を得ようとする強欲な者も現れた。その一人<19. >は、988年に「20. 」で郡司と農民から政府に訴えられ、(21.)国司を罷免された。『22. 』には「(23.)ハ倒るる所ニ土ヲモツカメ」と言った12として信濃守の<24. >の事例が見える。

⑤収入が見込めるようになった12の地位は、利権とみなされた。この頃から、私財を出して朝廷の儀式や寺社の造営などを請け負い、代わりに官職を得る(25.)や、再度25をおこなって同じ官職に就く(26.)が横行した。

(1)朝廷儀式や寺社の造営を請け負う代わりに官職に任じてもらう行為を何という？ ()

(2)(1)の一種で、一定の財物を官に納め、任期满了後に同一の国司などの官職に再任されることを？ ()

⑥官物の税率が定められた11に後半になると、12も交替の時以外は任国に行かなくなり、12のいない(16.)である(27.)へ、自らの代理人である(28.)を派遣した。そうした国の16では、(10.)の中から成長して大地主になった(29.)など現地の有力者から任じられる(30.)が、実務を担当した。

(1)11になると、大名田堵の中には、一定の領域を支配し、未開地を開墾して大地主になった人は？ ()

(2)(1)の多くは、何として国衙の実務を行う地方役人に成長したか？ ()

③荘園の発達

①10cになると、^{ゆそでん}輸租田である(31.)**荘園**は衰えていき、次第に、政府への官物納入を免除される(32.)の特権を認められた荘園が増加した。(33.)である貴族や寺社が、国司をしのぐ権勢を背景に32の権を獲得したものだ。

(1) 荘園を領有する貴族・大寺社などのことを? ()

②33は、中央の権力者としての権威で政府に働きかけ、(34.)や民部省から発せられた(35.)を出させ、^{かんぶつ}官物免除を認めさせた。このような荘園を(36.)といい、(12.)が任期中のみの官物免除を認めた(37.)という荘園もあった。

③(29.)の中には、12からの徴税の圧力から逃れるために、所領を含む広大な土地を貴族や大寺社に(38.)して荘園とし、自らは(39.)となる者も現れた。38を受けた中央の権力者は33となり、その勢力を背景に32の権を得、さらに国衙が徴税を行うために田地を調査する(40.)の立ち入りを拒否する(41.)の特権を得た。

④33には、最初に38を受けた(42.)と、重ねて38を受けた(43.)がある。基本的には、42は上級・中級貴族で、43は皇族や摂関家が担い、実質的な支配権を持つ方が(44.)となった。こうしてできた荘園を(45.)と呼ぶ。45の代表には、『46. 』に記されている、(47.)国にある(48.)がある。

(1) 荘園の寄進を受けて領主権を得た貴族や寺社などの荘園領主は何と呼ばれたか? ()
(2) (1)がその領有権をさらに上級の有力者に寄進した場合、その上級の領主のことを何という? ()

⑤45の管理にあたったのは、38をした29で、(39.)と名乗るようになった。39の中でも上級の39を(49.)といい、それ以外は(50.)や(51.)などという。

(1) 現地に赴いて下司・公文などの下級荘官を指揮したのは? ()

4 荘園公領制の成立

① (12.)は、(29.)の私領を中心に、(52.)[()]を新たに(53.)などに再編し、支配下にある29らを(54.)・(55.)・(56.)などに任命し、徴税などを請け負わせた。・律令制：国→郡→里

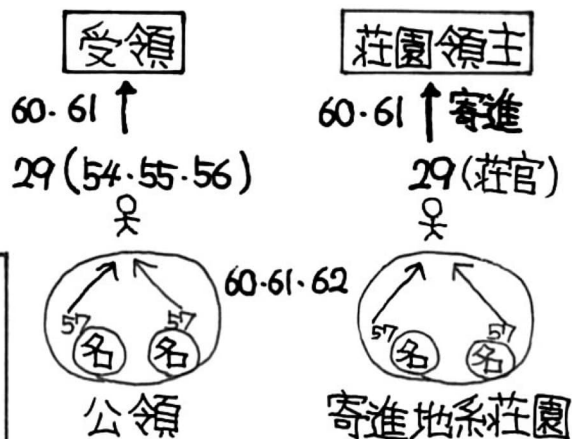
(1) 荘園が発達するなかで、国司の支配下にある土地は何と呼ばれたか？ ()

② 荘園や52は、課税単位の(5.)に分割され、(6.)などが請作したが、やがて6らは5に対する権利を強めて(57.)と呼ばれた。57は、5の一部を一般農民の(58.)に貸して耕作を請け負わせたり、隷属農民の(59.)を使い耕作させながら、(60.) [米]・(61.) [特産物]・(62.) [労役]を29に納めた。 ※官物→60・61 臨時雑役→62

(1) 土地を所有せず、売買の対象となっていた隷属農民を何という？ ()

③ こうして一国内は、いくつかの荘園と52で構成されるようになった。このような土地制度を(63.)という。

(1) 11c半ばから形成された一国の編成において荘園と公領が並立する体制のことを？ ()



④ 11c後半、(32.)・(41.)の特権を得る荘園が増え、政府の税収が減少していた。こうした事態を問題視した<64. >は、()年、(65.)を出し、不正な荘園を停止し、公領に戻させた。その際、(66.)を設置し、証拠文書や国司の報告を審査した。

(1) 1068年に即位した、藤原氏を外戚としなかった天皇は？ ()
(2) (1)が公領の回復を狙って出したのは何？ ()
(3) (1)が荘園を整理するために設けた機関は？ ()

⑤ また、64は<67. >などの学者を登用し、(68.)で柁の大きさを統一した。65により、基準にあった荘園は政府に公認されたので、荘園と公領の区別が明確になり、63が12cにかけて確立した。